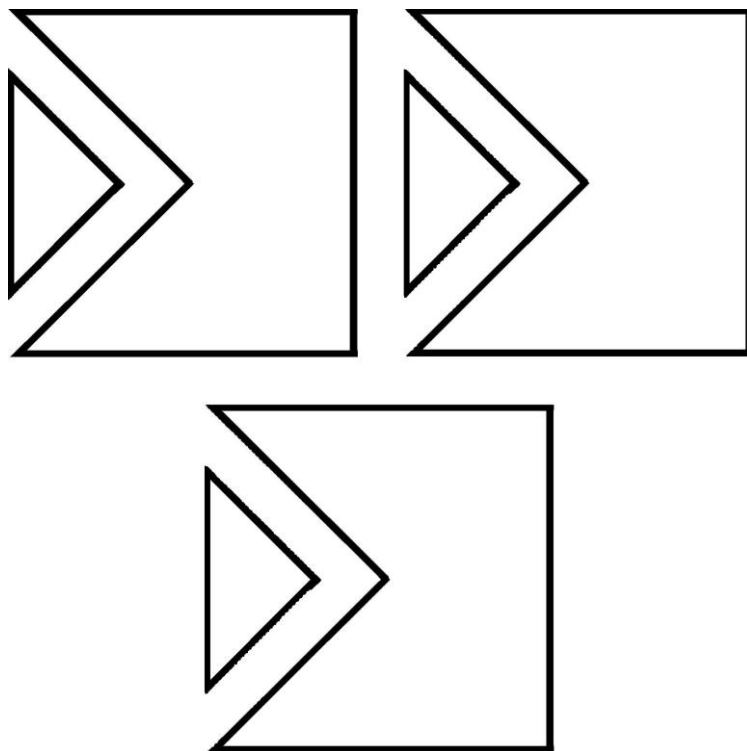


習志野市安全で安心なまちづくり 第 1 期 実施計画（案）

[平成 27 年度～平成 30 年度]



習 志 野 市

目 次

第 1 部 総 論

- | | |
|-------------------|--------|
| 1. 実施計画策定の趣旨 | ・・・P 1 |
| 2. 実施計画の期間 | ・・・P 1 |
| 3. 実施計画策定の方針 | ・・・P 1 |
| 4. 実施計画を推進するにあたって | ・・・P 1 |
| 5. 施策の体系 | ・・・P 2 |

第 2 部 実施計画の内容

- | | |
|-----------------------------|----------|
| 1. 市・市民・事業者の相互信頼を基にした自主的な連携 | ・・・P 7 |
| 2. 市・市民・事業者の協働意識の醸成 | ・・・P 8 |
| 3. 自主・自立の精神の醸成 | ・・・P 9 |
| 4. 都市環境整備 | ・・・P 1 0 |

習志野市安全で安心なまちづくり第 1 期実施計画

〔平成 27 年度～平成 30 年度〕

第 1 部 総 論

1. 実施計画策定の趣旨

市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的に策定された基本計画を受け止め、市・市民・事業者が実施する具体的な施策及び実施予定年度を明確にした前実施計画が平成 26 年度をもって満了する。

前計画に基づき防犯の各施策に取り組んだ結果、犯罪発生件数が大幅に減少するなどの一定の成果を得られていることから、前計画の施策を踏襲するものとする。

2. 実施計画の期間

基本計画の最終目標年次である平成 37 年度までの期間とする。ただし全体を 3 期（第 1 期：平成 27 年度～平成 30 年度、第 2 期：平成 31 年度～平成 33 年度、第 3 期：平成 34 年度～平成 37 年度）に分け、その時期に適した計画に見直しを行うものとする。

3. 実施計画策定の方針

計画の策定にあたっては、次の点に留意した。

- （1）習志野市安全で安心なまちづくり基本計画に掲げられた施策の体系に基づき、その施策の実現に十分配慮した計画とする。
- （2）これまでの成果・課題を継承し、既存の事業については前計画の実績及び行政評価・市民意識調査等の結果を踏まえつつ、目標基準・事業の緊急度・効果・効率を総合的に勘案した計画とする。
- （3）市・市民・事業者との自主的かつ協働に基づく施策が遂行できるよう計画立案にあたる。
- （4）可能な限り数値や具体的な目標を掲げ、達成率の把握及び執行管理が出来るよう配慮する。
- （5）原則的に施策として取り組む事業については、計画年度ごとに「●」＝実施・作成、「○」＝検討・調査・調整等、「→」＝継続、で予算の有無に関係なく表示する。

4. 実施計画を推進するにあたって

本計画を推進するにあたっては、次の点に留意する。

- （1）事業の実施状況について適切な進行管理を実施する。
- （2）県条例、本市長期計画及び実施計画等上位計画をはじめとする関連計

画との連携・整合性を図ると共に、庁内各部局、関係機関との調整の基に事業を実施する。

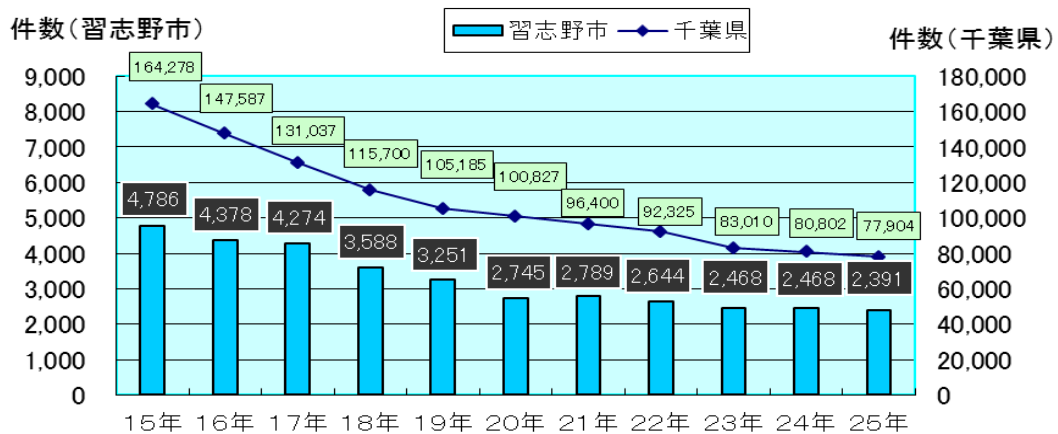
- (3) 今後とも本市を取り巻く社会情勢や犯罪状況等の的確な把握に努め、計画と現状との整合性を図る。

5. 施策の体系

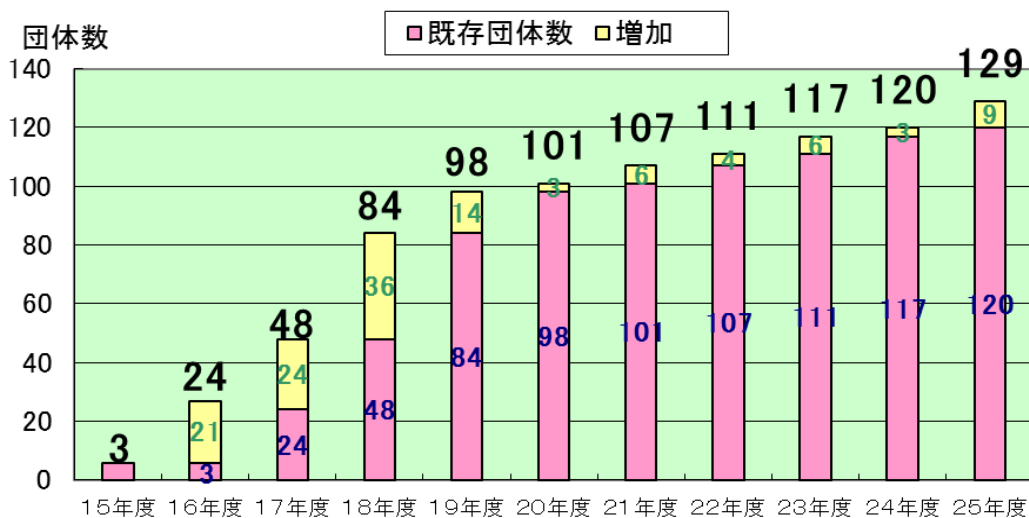
- ・ 目 標 安全で安心なまちづくり
- ・ 課 題 (1) 市・市民・事業者の相互信頼を基にした自主的な連携
 (2) 市・市民・事業者の協働意識の醸成
 (3) 自主・自立の精神の醸成
 (4) 都市環境整備

参 考：

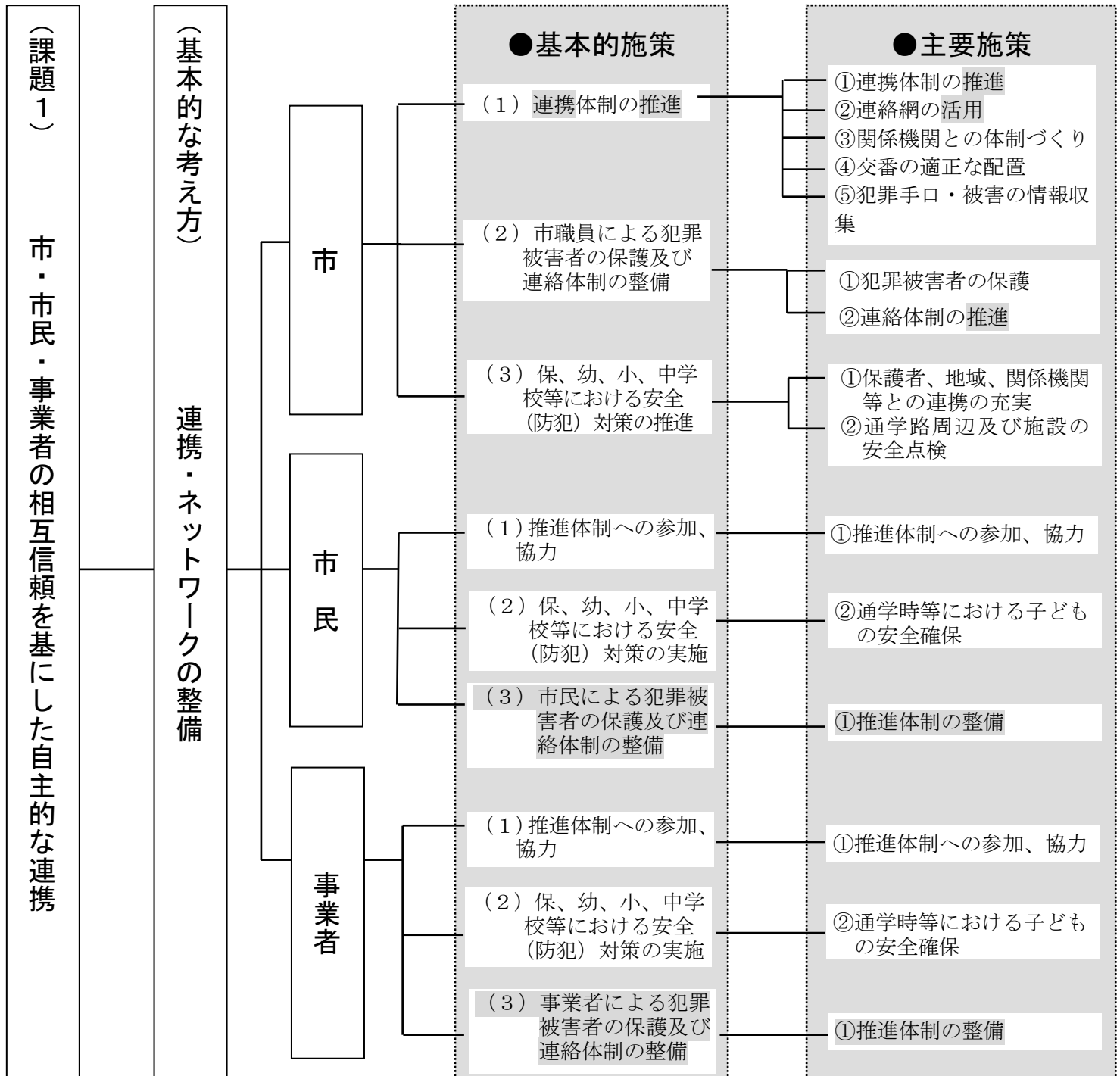
1. 犯罪発生総件数の推移（平成 15 年から平成 25 年）



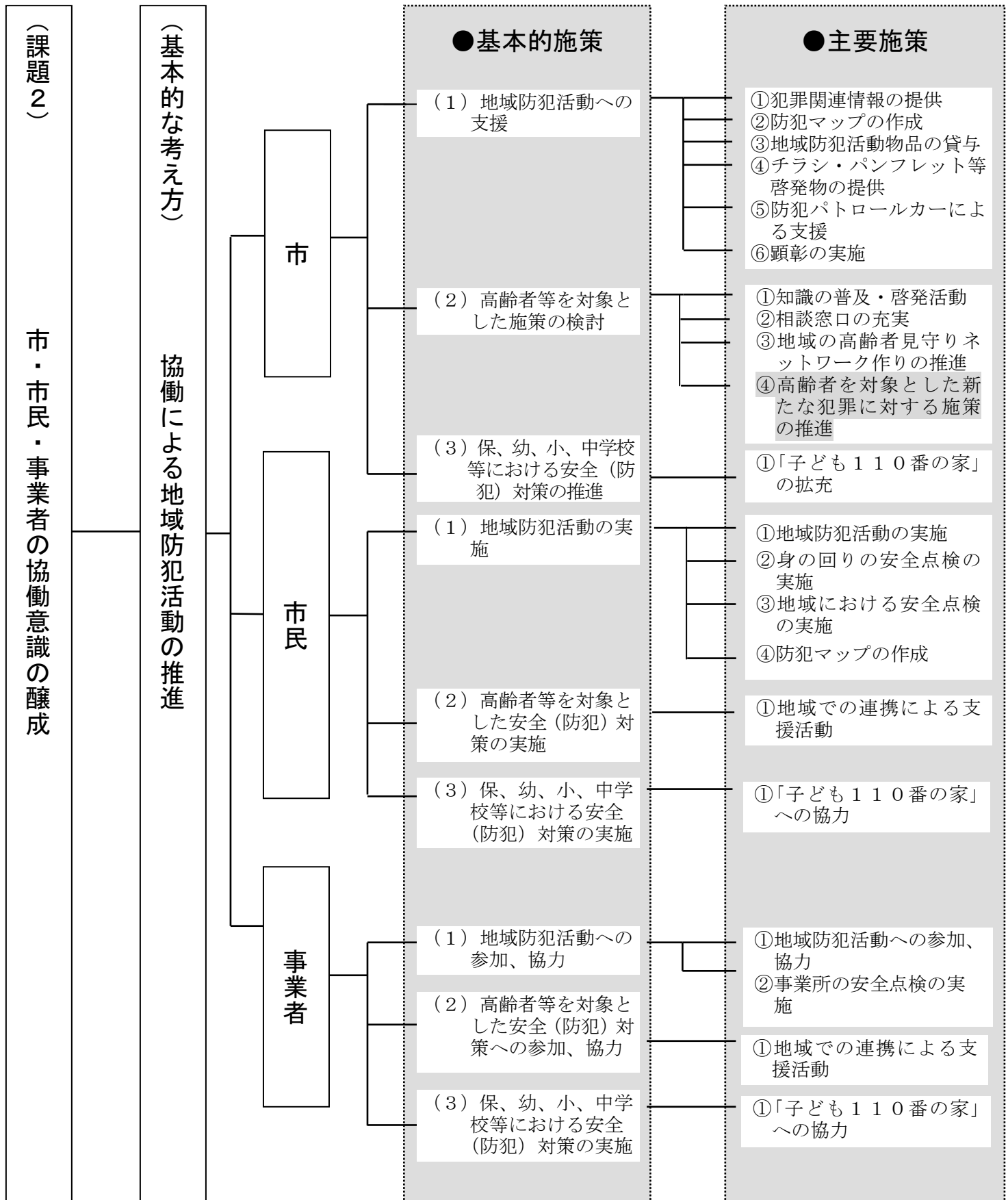
2. 地域住民防犯団体の推移（平成 15 年度から平成 25 年度）



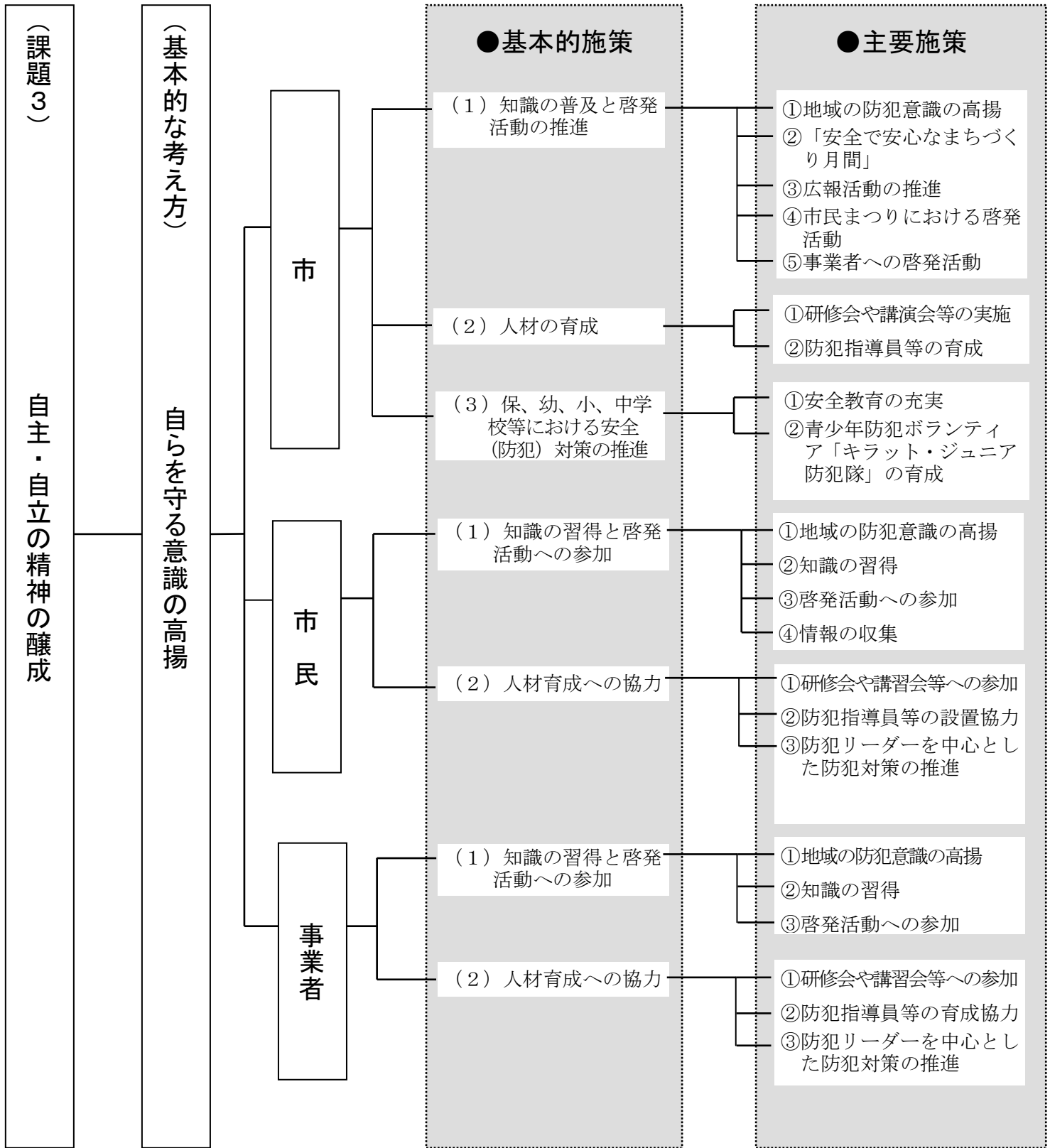
(1) 市・市民・事業者の相互信頼を基にした自主的な連携



(2) 市・市民・事業者の協働意識の醸成



(3) 自主・自立の精神の醸成



(4) 都市環境整備

